

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 鳥取県大阪通勤寮運営規則を廃止する規則
- 死体解剖保存法施行細則を廃止する規則
- ◇告示 梅毒反応検査料の減額
- 計量器定期検査の実施
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞会の開催
- 道路交通法による信号機の設置及び管理の委任
- ◇公告 狩猟者講習会の実施

規 則

鳥取県大阪通勤寮運営規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十八年八月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十七号

鳥取県大阪通勤寮運営規則を廃止する規則

鳥取県大阪通勤寮運営規則（昭和三十一年六月鳥取県規則第四十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

死体解剖保存法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十八年八月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十八号

死体解剖保存法施行細則を廃止する規則

死体解剖保存法施行細則（昭和二十四年十二月鳥取県規則第百十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百五十号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号)第五条の規定により、昭和三十八年九月一日から同月七日までの一週間、梅毒反応検査料(採取料を含む。)を三〇円に減額する。

昭和三十八年八月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十一号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規定により、米子市及び境港市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十八年八月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日 検査区域 検査場所
十月 一日 境港市 外江公民館

二日	境港市役所渡出張所
三日	中浜
四日	余子公民館
七日	上道
八日	境中央
九日	
十日	
二十八日	米子市 錦公園内ほうじょう閣
二十九日	
三十日	明道小学校
三十一日	
十一月 一日	
四日	
五日	
六日	
七日	
十一日	

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十八年八月三十日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 関係者の本籍、住居及び氏名

(一) 本籍 西伯郡西伯町中三六四番地
住居 米子市明治町二八番地

桑 村 貞 子

(二) 本籍 米子市祇園町一丁目一番地
住居 同 市祇園町二丁目二三五番地

加 藤 千 江

(三) 本籍 境港市京町一六六番地
住居 米子市富士見町二丁目一五五番地

手 島 文 子

(四) 本籍 米子市万能町六六番地
住居 同 市朝日町七二番地
藤岡あや子こと藤岡牧

(五) 本籍 米子市灘町三丁目九一番地
住居 同 市万能町一六番地
杉本健一こと杉本健造

二 聴聞の期日

昭和三十八年九月十二日 午後十二時三十分から

三 聴聞の場所

米子市万能町 米子警察署会議室

鳥取県公安委員会告示第十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第四条第一項の規定に基づく信号機の設置及び管理を次のとおり委任した。

昭和三十八年八月三十日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 設置者及び管理者

